

国民年金20歳以上の学生さん必見！ 平成23年度学生納付特例の申請について

学生であっても、20歳になると国民年金に加入しなければなりません。

納付が困難な学生の方には、学生本人の所得（平成22年中）が基準額以下の場合、申請し承認されると、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

平成23年度（承認期間は平成23年4月から平成24年3月まで）の学生納付特例（納付の猶予）を希望する学生の方は、年金手帳・学生証（コピー可）・印鑑をお持ちのうえ、伊奈庁舎国民年金課で申請をしてください。

ただし、日本年金機構から、はかき形式の学生納付特例の申請書が送付されている方は、必要事項を記入し、郵送するだけで申請が可能です。

基準額とは？

学生本人の平成22年中の所得が、118万円＋（扶養親族などの数×38万円）＋社会保険料控除等の合算以下であれば申請は可能です。

どんな学校が対象なの？

学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに通う方（夜間・定時制課程や通信課程の方も含む）。

ただし、修業年限が1年未満や海外の学校など一部該当しない学校がありますので、詳細はご確認ください。

年金額に反映しないの？

学生納付特例を受けた期間中は、年金を受給するための受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されませんので、ご注意ください。

後で納付できるの？

社会人になってから納めたいという方のように、10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。

申請後はどうするの？

申請をすると、承認または却下の結果通知が日本年金機構から郵送されます。申請中に納付書や催告書などが送付される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問・日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>
 ・土浦年金事務所 ☎029-824-7121
 ・伊奈庁舎国民年金課 ☎58-2111（内線1186）

国民年金保険料の免除について

被災された国民年金被保険者の皆様へ

東北地方太平洋沖地震の被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方などは、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市国民年金課または土浦年金事務所へお問い合わせください。免除の申請手続きは、平成23年7月末までに行ってください。

4月分からの手当額が変わります

特別児童扶養手当・特別障害者手当 障害児福祉手当の額改定

平成23年度の特別児童扶養手当、特別障害者手当および障害児福祉手当の額が改定されます。

これは、本年1月に公表された「平成22年全国消費者物価指数」の実績値が対前年度比0.7%下落したことに伴うものです。改定額は次表のとおりです。

手 当	22年度 (改定前)	23年度 (改定後)
特別児童扶養手当（1級）	50,750円	50,550円
特別児童扶養手当（2級）	33,800円	33,670円
特別障害者手当	26,440円	26,340円
障害児福祉手当	14,380円	14,330円

**問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58-2111
(内線1154)**

※保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていた必要がありますので、速やかに市国民年金課または土浦年金事務所までご相談ください。

《被災により国民年金保険料の免除を申請される方は》

免除申請書に被災状況届（国民年金保険料免除申請用）を添付していただく必要があります。記載された書類は市国民年金課または土浦年金事務所まで

問・日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>
 ・土浦年金事務所 ☎029-824-7121
 ・伊奈庁舎国民年金課 ☎58-2111（内線1186）

ご提出ください。

また、ご本人が提出できない場合は、委任状が必要となりますので、ご注意ください。

免除申請書と被災状況届（国民年金保険料免除申請用）は、市国民年金課または日本年金機構ホームページからダウンロードできます。